

岩手県精神保健福祉審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 18 年 7 月 10 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県条例第 49 号

岩手県精神保健福祉審議会条例の一部を改正する条例

岩手県精神保健福祉審議会条例（昭和 40 年岩手県条例第 41 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(設置) 第 1 条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第 123号） <u>第11条の規定により</u> 、岩手県精神保健福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。	(設置) 第 1 条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第 123号） <u>第 9 条第 1 項の規定に基づき</u> 、岩手県精神保健福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。 <u>(組織)</u> 第 2 条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。 <u>2 委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命する。</u> <u>(1) 精神保健又は精神障害者の福祉に関し学識経験のある者</u> <u>(2) 精神障害者の医療に関する事業に従事する者</u> <u>(3) 精神障害者の社会復帰の促進又はその自立と社会経済活動への参加の促進を図るための事業に従事する者</u> <u>3 委員の任期は、3年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u>
(会長) 第 2 条 [略]	(会長) 第 3 条 [略] <u>(臨時委員)</u> 第 4 条 審議会に、特別の事項を調査審議するため、臨時委員を置くことができる。 <u>2 臨時委員は、第 2 条第 2 項各号に掲げる者のうちから知事が任命する。</u> <u>3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。</u>
(会議) 第 3 条 [略]	(会議) 第 5 条 [略]
(庶務) 第 4 条 [略]	(庶務) 第 6 条 [略]
(補則) 第 5 条 [略]	(補則) 第 7 条 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。
- 障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）附則第 45 条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 10 条第 3 項の規定により委員に任命された者で、この条例の施行の日に当該委員の任期に残任期間があるものは、同日に、この条例による改正後の岩手県精神保健福祉審議会条例第 2 条第 2 項の規定により、委員として任命されたものとみなす。この場合において、その者の任期は、同条第 3 項の規定にかかわらず、当該残任期間と同一の期間とする。